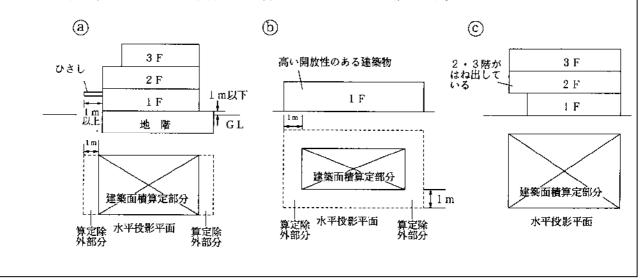
◎建築面積の算定

建築面積は、『建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積』で算定しますが、ひさしがある場合などの算定方法を下図に図解します。

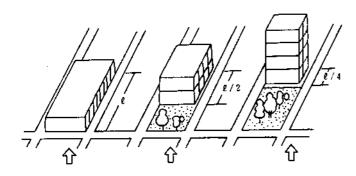


〔6〕容積率制限

①容積率とは

容積率とは、建築物の延べ面積(建築物の各階 の床面積の合計)の敷地面積に対する割合のこと をいいます。

容積率は建築物の延べ面積を制限し、それぞれの地域の土地を合理的にかつ効率的に利用しようとするものです。



建 蔽 率 100% 建 蔽 率 50% 建 蔽 率 25% 容 積 率 100% 容 積 率 100% 容 積 率 100%

<名古屋市における現行規制>

用 途 地 域 建厳率 (%) 容積率 (%) 外壁 (n 30 50 (100) 1.00 60 1.	後退
$ \begin{array}{c ccccc} & (\%) & (\%) & (n) \\ \hline & 3 & 0 & 5 & 0 \\ \hline & 1 & 0 & 0 & 1 \end{array} $	1
30 100 1.	a)
100	п
60 1.	Э
	5
第一種低層住居専用地域 40 60	
第一種似層性店等用地域 40 80 1.	0
100	
5 0 1 0 0	_
150	
30 100 1.	5
40 80 1.	0
第二種低層住居専用地域 100 1.	U
5 0 1 0 0	
150	
5 0 1 5 0	
第一種中高層住居専用地域 60 150	
200	
第二統中京國住民東田地 は	
第二種中高層住居専用地域 60 200	
第 一 種 住 居 地 域 60 200	
200	
第二種住居地域 60 300	
400	
2.0.0	
準 住 居 地 域 60 300	
200	
近 隣 商 業 地 域 80 300	
400	
400	
500	
600	
700	
商業地域80800	
900	
1000	
1 1 0 0	
1300	
2.0.0	
準 工 業 地 域 60 300	
工業地域60200	
工業専用地域 60 200	
市街 化調整区域 50 100 60 200	

②容積率による制限

容積率による制限は、

- ・都市計画による指定容積率
- ・前面道路が12m未満の場合の前面道路の幅員による容積率

のいずれかの厳しい方が適用されます。

〈 ◎前面道路幅員による容積率算定法 〉

-	地域	容積率の限度						
	住居系用途地域 市街化調整区域	道路幅員×4/10						
	住居系以外の 用 途 地 域	道路幅員×6/10						

(例)第一種住居地域で容積率 200%、前面道路 4m

$$4 \times \frac{4}{10} \times 100 = 160 \le 200$$

従って160%が限度です。

(例)近隣商業地域で容積率 400%、前面道路 6m

$$6 \times \frac{6}{10} \times 100 = 360 \le 400$$

従って360%が限度です。

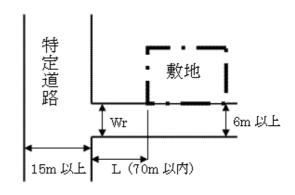
※特定道路による緩和

建築物の敷地が特定道路(幅員 15m以上)に接続する幅員 6m以上 12m未満の前面道路に、特定 道路からの延長 70m以内の部分において接している場合は、容積算定の特例があります。

〈 ◎特定道路による緩和適用の場合の容積率算定法 〉

地 垣	容	積	率	の	限	度
住居系用途地域市街化調整区域	1 ((前面道路幅員+Wa) ×4/10				
住居系以外の用 途 地 域	(前面道	路幅員	+Wa)) ×6,	/10

Wa =
$$\frac{(12 - \text{Wr}) (70 - \text{L})}{70}$$



③容積率算定の特例

ア. 自動車車庫、自転車置場の特例

建築物に自動車車庫、自転車置場がある場合、それらの部分については、床面積の合計の 5 分の 1 を 限度として、容積率に算入しません。

(例) 〔敷地面積 120 m²、容積率 200%を想定〕



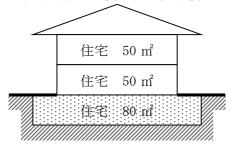
- ・床面積の合計 300 m²
- ・床面積の合計の 1/5=60 m²
- ・自動車車庫の用に供する部分のうち 60 ㎡は容積率の算 定の際、算入しなくてよい。

容積率=
$$\frac{100+100+(100-60)}{120}$$
×100=200%

イ. 住宅及び老人ホーム等の地下室の特例

建築物の地階(天井が地盤面からの高さ1m以下にあるもの)で住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分については、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率に算入しません。

(例) 〔敷地面積 120 m²、容積率 100%を想定〕



- ・床面積の合計 180 ㎡
- ・床面積の合計の 1/3=60 m²
- ・地階で住宅及び老人ホーム等の用に供する部分のうち 60 ㎡は容積率の算定の際、算入しなくてよい。

容積率=
$$\frac{50+50+(80-60)}{120}$$
×100=100%

※ 住宅の地下室に設ける居室は、空気が湿潤な状態になりやすいため、壁及び床の防湿の措置等 について、衛生上必要な基準に合わせなければなりません。

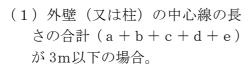
ウ. 昇降機の昇降路の部分又は共同住宅及び老人ホームの共用廊下等の特例

- ・昇降機の昇降路の部分は容積率に算入しません。
- ・共同住宅及び老人ホームの共用の廊下及び階段の用に供する部分については、容積率に算入し ません。

[7] 外壁の後退距離

第一種・第二種低層住居専用地域では、 良好な環境を保持するために、外壁面と 敷地境界線との距離を定めているところ があります。

外壁の後退距離には、その一部を緩和 する措置があります。右図はその例です。



 外壁後退が
 敷地境界線

 必要な区域
 り

 制限圏
 C

 外壁後退が
 外壁後退距離

 1m
 又は 1.5m

 道路

(2)物置等の用途のもの(A)で、軒高が2.3m以下、床面積が5㎡以下の場合。 ※風致地区では、外壁後退・高さの制限について、別途規制が定められています。